

# あいろ

2014 No.126  
平成26年2月10日発行 2月号



青色会館は、小田原市の津波避難ビルに指定されています。



如月(2月)  
きさらぎ

二十四節気と旬のもの

私たちの日常生活と密接な関係にある二十四節気。時候の挨拶から古来からの行事・風習、農業の目安など無意識に普段の暮らしに溶け込んでいます。分・秒単位で時を切り刻む現代とは違い、確かな知恵と季節を感じる歓びとその恵みが詰まっています。

**立春(りっしゅん)** 冬と春の分かれる節分の翌日、春の兆しが現れてくる頃のこと。これ以降初めて吹く南寄りの強い風が春一番です。

**雨水(うすい)** 雪が雨に変わり雪解けが始まる頃をいい、忍び寄る春の気配に草木が蘇るという意味があります。昔からこの季節は農耕の準備を始める目安とされてきました。

旬の野菜 落の薑(ふきのとう)

雪解けの土から顔をのぞかせる落の薑は、春一番の山菜(日本原産)です。若芽に蓄えられたエネルギーが独特の香りや苦みとなり、新陳代謝を促すそうです。落の薑はつぼみの部分、花が咲いた後は地下茎から伸びる葉がふき。いずれも春を代表する食材です。

〈発行・編集〉——— 公益社団法人 小田原青色申告会  
〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL 0465-24-2611

## お持ちいただく資料

### 年金・給与所得者

- ①源泉徴収票の原本すべて  
(コピーやプリントアウトは不可)
- ②国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等
- ③保険金支払の証明  
(生命保険の満期保険金等、一時所得のある方)
- ④平成25年の医療費の領収書・集計表  
(おおむね10万円以上の医療費を支払った方で医療費控除を受ける方は事前に集計してお越し下さい)
- ⑤寄付金の領収書等(ある方だけ)
- ⑥前年度の申告書の控  
(無くても申告は可)
- ⑦印鑑(スタンプ式ではないもの)
- ⑧通帳など口座の分かるもの  
(還付金がある場合に必要です)

### 事業者

上記に追加して

- ⑨本年分の決算書・申告書  
(分かる範囲でご記入下さい)
- ⑩小規模企業共済掛金の控除証明書(ある方だけ)
- ⑪源泉徴収簿
- ⑫資産負債(現金・預金・売掛金・買掛金・借入金)の年末残高が分かる資料
- ⑬前年度の決算書・申告書の控(無くても申告は可)

青色申告会は納税協力団体として、期限内申告を推進しております。3月17日までの期限内に所得税の申告を済ませましょう。

また、申告納税の電子化に伴い、確定申告も電子申告(e-Tax)の時代となりました。会員特典として、市・町で住基カード(電子証明書付)を取得した正会員の皆さまを対象に、確定申告指導会場の優先的なご予約を受付しております。ご予約電話:0465-24-2613

## 確定申告指導会場

青色会館5階に

## オープンしました!

公益社団法人小田原青色申告会では、確定申告指導会場を青色会館5階にて、2月1日(土)から3月17日(月)までの期間中、無休で開設します。

決算書の書き方や計算等が不安な方、お店を始めたばかりで何から手を付けてよいか分からない方等に個別に対応・指導させていただきます。事業所得や不動産所得のある方だけでなく、医療費控除を受けられる方、年の途中で退職されて年末調整をされていない方、公的年金等に係る雑所得のある方(収入の合計が400万円以下の人で、その他所得が20万円以下の人)は所得税の申告をしないことが選択できます。などの確定申告指導をさせていただきます。

期間/3月17日(月)まで土・日・祭日も開設。  
時間/9時から16時(最終日は15時)まで受付。  
◆会員特典/会員の申告書を当会でお預かりし、税務署へ提出できます。  
またe-Tax(電子申告)についても送信までのサポートをさせていただきます。

◆会場/どなたでもご利用いただけます。

※次に開く申告は税務署にてご相談ください。

■贈与税 ■相続税  
■初めて申告する住宅借入金特別控除のうち、土地の先行所得・連帯債務によるもの  
■土地・建物・ゴルフ会員権の売却



会場のご案内

## 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。

●対象となる方：事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。※所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

●記帳する内容：売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

●帳簿等の保存：収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。 ※詳しくは事業課 TEL24-2614まで

|    |                                       |    |
|----|---------------------------------------|----|
| 帳簿 | ◆収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)               | 7年 |
|    | ◆業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)              | 5年 |
| 書類 | ◆決算に関して作成した棚卸表その他の書類                  | 5年 |
|    | ◆業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類 |    |

http://www.dokodoko.jp

小田原青色申告会の地域いろいろ情報検索サイト

グーグル・Yahoo等で  
どこどこと検索  
お得意満載!最新イチオシ情報!こんなお店・あんなお店、探せます! 観光スポットやレシピなども!!



フェイスブック始めました!

「いいね!」をお願いします

「公益社団法人 小田原青色申告会」で検索してください。  
様々な活動やリアルタイムな情報も掲載しています。確定申告時期もお見逃し無く!



平成26年度(公社)小田原青色申告会

## スポーツ振興等事業の助成希望団体募集 今回の募集から助成枠等が拡大されました。

### 趣旨

●小田原青色申告会が地域貢献事業の一環として、県西地域2市8町(小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町)で活動するスポーツ振興団体及び商業等振興団体等を応援する目的で助成金を交付します。

### 助成金対象先

●県西地域2市8町で、概ね3年以上継続してアマチュアのスポーツ振興等の活動に取り組んでいる団体及びこれに準ずる団体で、参加人員が概ね300名以上見込まれる事業。

●概ね10以上の事業者により組織された県西地域2市8町の経済活性化を目的とした商業等振興団体及びこれに準ずる団体で、参加人員が概ね500名以上見込まれる事業。ただし、当該イベントの開始から概ね5年以内の事業。

対象期間/平成27年3月末日までに実施される事業  
募集の申請期間/平成26年2月17日(月)~3月15日(土)まで  
助成金額/1団体10万円以内(年間)  
詳細や申請用紙(記入例つき)のお問い合わせは  
管理課 TEL24-2613 担当:島山まで

### 川東支部主催

今だからこそ被災地支援を!



平成25年12月14日に川東支部役員研修として東日本大震災の被災地である福島県を視察訪問しました。久之浜町では小学校の敷地内に建てられたプレハブ商店街で、個人事業主さんの復興に対する熱い想いを直接聞いたり、復興が思うように進まない現状を見てきました。いわき青色申告会の田口会長といわき商工会議所青色申告会担当の古田部係長にもお話を伺い、川東支部として復興義援金を直接渡してきました。継続的な復興支援をこれからも検討してまいります。

写真左から当会高橋支部長、田口一雄会長、当会大矢顧問

広報「あいろ」(青色News)のバックナンバーは、広報「あいろ」Webで!

青色 WEB で 検索